

*Du Contrat social* 第1編第6章における  
Etat の概念  
—政治思想史研究における翻訳語の問題—

矢 次 眞

- 一 はじめに
- 二 国家という日本語
- 三 *Du Contrat social* における Etat という語
- 四 *Du Contrat social* 第1編第6章初出の Etat の概念
- 五 おわりに

一 はじめに

「わたしが使う言葉は普通の意味を殆ど持っていないのです」<sup>(1)</sup>とルソーはデピネ夫人に宛てて書いている。だから、「普通の意味」を持っていないルソーの言葉を読むことは難しい。日本語という言語を母語とする立場からはフランス語という言語を理解することがまずは困難な仕事なのであるが、その困難に更なる困難がルソーの言葉を読む場合には付加される。

*Du Contrat social*<sup>(2)</sup>の日本語への翻訳書（『社会契約論』あるいは『民約論』）においては Etat というフランス語に対しては、基本的には国家という翻訳語が現在に至るまで与えられてきた。<sup>(3)</sup> 国家という翻訳語は今や伝統化した不動の翻訳語となっている。しかし、国家という日本語が担わされている概念と *Du Contrat social* の中で使用されている Etat というフランス語、特に、第1編第6章を初出として数箇所において使用されている Etat というフランス語がルソーによって担わされている概念は全くの

別概念なのではないか、という疑問を抱く。そこで、本稿においては、第1編第6章を初出として数箇所において使用されている *Etat* というフランス語がルソーによって担わされている概念の認識を試みる。そのことを通じて、国家という日本語への翻訳語が不適切であることの論証を目指したい。

## 注

- (1) Lettre 391, Rousseau à Louise-Florence-Pétronille Lalive d'Épinay, née Tardieu d'Esclavelles, vers le 12 mars 1756, *Correspondance complète de Jean-Jacques Rousseau*, édition critique établie et annotée par R. A. Leigh, Tome III, Institut et Musée Voltaire, 1967, p. 296.
- (2) 本稿が依拠する *Du Contrat social* のテキストは次の通りである。J. J. Rousseau, *Oeuvres complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1964, Tome III, pages 347 à 470.
- (3) 日本語への翻訳書（市村光恵・森口繁治訳『民約論』有斐閣、1920年、平林初之輔訳『民約論』岩波書店、1927年、加藤一夫訳『民約論』春秋社、1927年、桑原武夫ほか訳『社会契約論』岩波書店、1954年、平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』河出書房、1956年、平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』角川書店、1965年、井上幸治訳『社会契約論』中央公論社、1966年、作田啓一訳『社会契約論』白水社、1979年）における *Etat* というフランス語に対する翻訳語はすべて「国家」である。「国家」という翻訳語は最早「不動の伝統」「不動の常識」となっている。

ところで、「不動の伝統」「不動の常識」となっているのは「国家」という日本語への翻訳語に止まらない。英語への翻訳語も例外なくすべて *state* なのである。英語への翻訳書を読む、英語を母語とする人たちは *state* という語を通してどのような概念を認識しているのだろうか。OEDによれば *state* という語は41の意味を担わされている (*The Oxford English Dictionary*, second edition, Clarendon Press, 1989, volume XVI, pp. 550-556)。その中のどの意味が第1編第6章を初出として数箇所において使用されている *Etat* というフランス語の意味に相当するのであろうか。恐らくは、英語という言語への翻訳者たちも当該 *Etat* というフランス語がルソーによって担わされている概念の認識という不可欠の過程を経ることなく、機械的に、*Etat*=*state* としていたのではないかと推測されるのである。

実は、「国家」という翻訳語をめぐる問題は別の側面にも存在するのであ

る。日本語への翻訳書においては、Etat 以外の特定のフランス語 (pays、Puissance) に対しては「国」という翻訳語が与えられているのである。Etat という語が担わされている概念と pays という語が担わされている概念と Puissance という語が担わされている概念の差異を認識した翻訳者は概念の違いを表現するために「国家」という翻訳語と「国」という翻訳語を採用したのであろうが、翻訳書の読者の立場に立てば、「国家」という翻訳語を読んだ場合と「国」という翻訳語を読んだ場合に別概念を認識することは極めて困難であると考ええる。

## 二 国家という日本語

Etat というフランス語に対する翻訳語として、今では不動の地位を占めている国家という日本語はどのような意味を担わされているのであろうか。

『広辞苑』では国家という日本語の意味は次のように記述されている。「①くに。邦国②一定の領土に居住する多数人から成る団体で、統治権を有するもの。通常、領土・主権・人民がその概念の三要素とされる。」<sup>(1)</sup>『日本国語大辞典』では国家という日本語の意味は次のように記述されている。「①一定の地域に住む人々を支配、統治する組織。国 (くに)。邦国 (ほうこく)。邦家 (ほうか)。朝廷。おおやけ。②特に、近代、一定の領土を有し、そこに居住する人々で構成され、一つの統治組織を持つ団体。③特に天皇をさす。④戦国大名の領国。⑤国と家。⑥江戸時代、一国以上を領有する大名。国持 (くにもち)」<sup>(2)</sup>

以上のように、辞典レヴェルにおいても国家という日本語は複数の意味を担わされている。

続いて、原秀三郎氏の研究<sup>(3)</sup>に依拠して古代における国家という日本語の意味を検討してみたい。そこでは、古代の日本において、国家という日本語の意味がすでに多様であったという事実が資料に即して実証されている。

原氏の研究によれば、『古事記』における国家という語の使用例は中巻の崇神天皇段の1例だけであり、「高天原の下の国土」<sup>(4)</sup>を意味している。『日本書紀』における国家という語の使用例は30例、『続日本紀』における国家という語の使用例は43例であり、『日本書紀』における国家という漢語をやまとことばで言い換えれば、「ミカド、アメノシタ、クニ、オホヤケ、クニイエという五通りの表現があった」とされ、そのことは、国家という語が「五通りの意義を持っていた」<sup>(5)</sup>と推定されている。ミカドと読む場合の国家という語の意味は「皇居の御門」「それによって代表される宮殿、つまり皇居」「その居住者たる天皇」「それによって代表される朝廷」「天皇を世襲的に出す家柄としての天皇家・皇室」、アメノシタと読む場合の国家という語の意味は「高天原の下の日本の国土」「一定の土地と人間集団」「政治的な領域」、クニと読む場合の国家という語の意味は「天や海に対する陸地、土地」「国土」「故郷」、オホヤケと読む場合の国家という語の意味は「宮殿、官衙など大きな建築物ヤケ」「官人集合の場所としての朝廷、官庁、さらにそれによって象徴される公的な支配関係」、クニイエと読む場合の国家という語の意味は「国を代表する家」とであると解されている。<sup>(6)</sup>

新田一郎氏の研究によれば、国家という語の意味は古代中国では「皇帝」「皇帝を中心としてその家政にかかわる人々を含む組織とその漠然とした外延」であり、日本における律令用語としての国家の意味は「天皇」であり、「平安時代の『国家』も、天皇・朝廷を中心に観念され、『国家鎮護』の『国家』も『天下泰平国家安全』の祈禱の対象も、天皇・朝廷に帰着」<sup>(7)</sup>し、『『国家』という語で表現されうるなにか』は「天皇・朝廷を中心として観念され」「それがなんらかの形で近世へ、さらに近代の『大日本帝国』『日本国』へと連続していく」<sup>(8)</sup>と説明されている。

そのような意味を担ってきた国家という語は「明治初年に用いられた『仮刑律』」でも使用されていたのであり、『『謀叛』の罪を定めるに際して『国家』の語を天皇の意味」<sup>(9)</sup>で使用していた。石田雄氏の研究によれば、

天皇という意味を担わされている国家(国)という語は明治初年の仮刑律に止まらず、第三期国定修身教科書においても使用されていたそうである。<sup>(10)</sup>

以上のような意味を国家という語は担わされてきたのであるが、「遅くとも十九世紀半ばにはオランダ語 *staat* に『国家』をあてる訳語」<sup>(11)</sup>が使用され、近代ヨーロッパ語に対する翻訳語としての国家という語の新しい歴史が開始されることになる。

そこで、「近代日本における『国家』の意味の歴史的变化」<sup>(12)</sup>をテーマとする石田雄氏の研究に依拠して近現代における国家という日本語の意味を検討してみたい。近現代の日本においても、国家という日本語の意味が実に多様であったという事実が資料に即して実証されている。国家という日本語の意味の多様性を立体的に痛感させられる研究である。

近現代における国家という日本語の意味の変遷を石田雄氏は(1)「明治のはじめから中期にかけて」(2)「明治末」(3)「大正デモクラシーの過程」(4)「一九三〇年代以後」(5)「第二次大戦後」(6)「経済成長の過程」の6期に分けて認識している。国家という語が担わされている概念の限定と膨張(隣接概念との混淆、混同、接合、包摂)の循環の歴史が実証的に再構成されている。国家という語が担わされている概念が限定されていた時期と国家という語が担わされている概念が隣接概念(国民概念、政府概念、国粋概念、民族概念、社会概念、国民共同体概念を代表とする多数の概念)と混淆、混同、接合、包摂されて限定を失い膨張していた時期に区分して、国家という語が実に多様な概念を時期毎に、論者毎に担わされていたという事実が明らかにされている。

*Du Contrat social* 第1編第6章を初出として数箇所において使用されている *Etat* というフランス語がルソーによって担わされている概念の認識という本稿の課題への接近に先行して上記の作業を敢えて試みた理由は、*Etat* というフランス語に対する翻訳語として国家という日本語を無自覚に使用することの危険性を確認することであった。

国家という日本語は意味の自明な語、単一の意味を担わされている語では全くないのである。国家という日本語は長い歴史の中で実に多様な意味を担わされてきたのであって、現在においても、意味のあいまいな語、多様な意味を持つ語であることには依然として変わりがないと考えられる。

以上のように夥しい意味を担わされてきた国家という日本語をめぐる検討を経て考えるべきことは、Etat というフランス語（更にはラテン語 status、イタリア語 stato、英語 state、ドイツ語 Staat 等）に対して国家という日本語の翻訳語を与えることの問題である。Etat=国家という、日本語を母語とするひとびとの無意識のレベルで支配力を振るっている「不動の伝統」「不動の常識」の再検討が必要であると考えられる。

そこで問題は次のようになる。*Du Contrat social* 第1編第6章を初出として数箇所において使用されている Etat というフランス語がガルソーによって担わされている概念は国家という日本語がこれまでに担わされてきた意味群の中のどれかに相当するのであろうかという問題である。この問題に答えるためには état (Etat) というフランス語それ自体の検討、更には *Du Contrat social* における état (Etat) という語の検討が要請される。

#### 注

- (1) 新村出編『広辞苑（第五版）』岩波書店、1998年、976頁。
- (2) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典（第八卷）』小学館、1974年、233頁。
- (3) 原秀三郎「古代日本における国家の語義について」（同『日本古代国家史研究』東京大学出版会、1980年、249-261頁）。
- (4) 同上、250頁。
- (5) 同上、252頁。
- (6) 同上、253-256頁。
- (7) 新田一郎『中世に国家はあったか』山川出版社、2004年、4頁。
- (8) 同上、5頁。
- (9) 同上、5頁。
- (10) 石田雄『日本の政治と言葉 「平和」と「国家」(下)』東京大学出版会、1989年、155頁。

- (1) 新田一郎、前掲書、5頁。
- (2) 石田雄、前掲書、157頁。

### 三 *Du Contrat social*におけるEtatという語

#### 1 état (Etat) という語が担わされている意味の多様性

état (Etat) という語はフランス語という言語の語彙を構成する語というレベルにおいて多様な意味を担わされている。そのことを確認することから始めよう。

まずは、état (Etat) という語の意味が歴史の中でどのように変遷してきたのかを認識しておきたい。フランス語歴史辞典<sup>(1)</sup>に依拠すれば état (Etat) という語は古典ラテン語 status (action de se tenir [ある状態に止まる様子]、起源は stare [立っている]、インド-ヨーロッパ語の語根 sta- [立っている] に関係) からの借用語であって、語形は estate (1213年)、estat (1370年頃) であった。status というラテン語は civitas や imperium としばしば結び付けられていたのであり、後に、gouvernement の形態という意味を持つようになった。後期ラテン語の法学語彙においては、situation d'une personne (人の状態) という意味で使われている。中世ラテン語では、inventaire (目録、13世紀) という意味を持つ。ラテン語 status が持っていた意味のすべては、フランス語に借用されて、maniere d'être (存在様式) という観念に結び付けられている。ラテン語 status は古期フランス語では esté (1180年頃) に至る。

ところで、état (Etat) という語の意味は次のような変遷を辿って現在に至っている。

① État (estate) という語はまず、身体的観点および精神的観点から見られた人の存在様態を意味する。この意味においては État (estate) という語は、今日では、生成、変遷という語と対照され、夥しい数に上る語

彙化された語群や熟語という形で使用されている。例えば、医学のコンテクストの中で使用されている語は一つの病期を意味していた（1560年頃）し病期の中でも症状が最も激しい病期を意味していた（現在では消滅した用法）のであるが、*état generale*（全身状態）、*être dans un état grave*（重病である）、*être en bon (mauvais) état*（良好な〔良くない〕病状である）（1625年）といった語結合が見出される。精神的知的秩序では、*état d'esprit*（精神状態）、*état d'âme*（魂の状態、魂の傾向）という表現で書きとめられる。それは複数形で（*avoir des états d'âme*）侮蔑的に使用される。ここでは複数形は不安定を意味している。心理学では *état de conscience*（意識の状態）という言い方が使用される。*État de grace*（恩寵の状態）、*état de peche*（罪の状態）（1690年）という言い方は *être en bon état*（良い状態にある、恩寵の状態にある）という言い方と同様の神学用語である（現在は廃用）。心理状況として表現された *état* という語は一種の変化する環境に対応する。不安定性、激しさ（非常に興奮した）という観念を伴って、*être dans tel ou tel état*、特に *dans tous ses états*（1864年）と言われている。この表現は1980年以來、他の誤用とりわけ科学的な誤用（哲学等、*dans tous ses états*）を伴って、色々な抽象概念に関して再使用されている。

② 古フランス語（13世紀初頭）以來、*état* という語はものの存在様態を意味している。特に、*en état*（その正常な状態）（1380年、*tenir les choses en état*）、*en l'état*（以前の状態で）、*à l'état*（また、形容詞）（その形式で）、そのうえ、*état du ciel*（1690年）のような表現の中で。この意味では、*état* という語は科学においては多くの特殊な用法を持っている。例えば、*état liquide*（液体状態）、*solide*（固体状態）（1781年）、*gazeux*（気体状態）（1863年）、*état cristallin*（結晶状態）（1829年）、*amorphe*（無定形状態）（1856年）、*état élastique*（弾力性のある状態）（1803年）、*état de fusion*（溶解状態）（1776年）等。

③ *état* という語はまた、思考の対象が持っている属性（特徴、性格）



の集合を意味する。(état des connaissances)。

④ état という語は『バラ物語』(1285年)以来、人の社会的専門的状況に関して使われている。この意味は古典主義時代には常用であり(choisir un état)、名詞に続く de son état という形で使用されている。例えば、il est médecin de son état. (彼の職業は医者です)。他のいくつかの用法は消滅した。例えば、train de maison (1350年以降)、métier, profession (14世紀)、換喩により gages, appointements (給金) (1373年)。

⑤ 広義には、état という語はアンシアン・レジーム下で (1376年以来) 政治的社会的条件を意味する。特殊には、les trois état (三身分) (la noblesse, le clerge et les roturiers) という形で使用され、最後のそれ(平民)は Tiers-état (第三身分) (14世紀末) を意味する。これらの用法は現在は歴史に属する。例えば、les états (1549年)。それは3身分を代表する議員を意味した。それから次の言い方が出てくる。États généraux (1606年) (三部会、全国三部会) (大諸侯会議の集会)、pays d' états (三部会開催地方) (遅れて王位に集まり、18世紀に三身分会をまだ開催していた地方、例えば、ブルターニュ、プロヴァンス)。

⑥ 社会内立場、地位 (14世紀末) を表すために使用されている état という語は、そこから être au-dessus de son état (19世紀中葉) (彼の地位の上にいる) という言い方が出てくるのであるが、特に貴族身分 (1440年から1475年) を意味し、続いて、高位 (1721年) を意味した。同様に、社会的地位に相応しい服を身に着ける仕方 (職業) を意味した (14世紀)。これらの意味は消滅した。

⑦ 最初の意味の換喩により état という語は、ある瞬間の状況を含む文書を意味する (1467年)。そこから次のような言い方が出てくる。état de pension (年金の状況) (de la maison du roi 王直属の従者たちの)、現在は、état de frais (出費の状況)、état de situation (1824年)、états de services、états de lieux、続いて états des lieux (財産目録)。

⑧ 専門化された意味は特殊な運命を持っていたし完全に語彙的統一を

構成している。現在大文字で書かれている *état* という語は、同一の権威に従う人間集団 (1500年頃)、次いで、人々と土地の集合に対して行使される *autorité souveraine* (1549年) を意味するために、14世紀末以来使用されている。それは次のような数多くの句、熟語を作る。Affaire d'État, homme d'État, femme d'État, secrétaire d'État, chef d'État, chef de l'État, Coup d'État, crime d'État, Raison d'État, être (former, etc) un État dans l'État。

⑨ *État* という語は次に、*forme de gouvernement* という意味で非常に明確に使用される (1640年)。その価値は中世ラテン語から引継ぎ、14世紀 (1300年から1313年、ダンテ) 以来この意味で使用されていたイタリア語 *stato* の影響下に生じた。上記の *état* という語の直接の派生語はこの語のこの価値を引き継いでいる。

⑩ 16世紀からは大文字の付かない *état* という語がまた見出される。それは社会における個人と家族 (国籍、血縁関係等) を区別することに係わる法上の語である (1549年)。現在では *État civil* (1756年) という語が用いられ、これらの事実の証明書を作成する公共サービスもまた意味する。

⑪ 18世紀には *état* という語は社会における人の存在様態という大きな意味で使用され、多くの政治理論、とりわけディドロやルソーの政治理論の中で全ての社会生活以前の人間の仮説的状况を意味するために特に *état de nature*、*état naturel* という言い方で使用される。

*autorité souveraine* という意味で使用される *État* という語に完全に結び付けられているこの語の派生語が現れるのは19世紀末のことに過ぎない。それらの派生語とは *étatisme*、*étatiste*、*antiétatisme*、*étatiser*、*socialism d'État* (1890年)、*étatisation*、*étatique*、*état-major* 等である。

フランス語歴史辞典の検討を経て本稿のテーマとの関連で認識されたこと、それは国家という翻訳語が担わされている概念に相当 (近似) する概

念を担う語としての *état* (Etat) という語は比較的に新しいということである。近代ヨーロッパ語が日本に本格的に導入された幕末維新时期 (19世紀中後期) においては歴史の中で語の意味がどのように変遷してきたかという問題意識はまだなかったと考えられるので、フランス語で言えば、当時のフランスで一般的であったフランス語の意味だけを認識して、*état* (Etat) = 国家という認識を形成してしまったのではないかと推定される。

次に、*仏仏辞典*<sup>(2)</sup> に依拠して *état* (Etat) という語の意味を検討する。ただし、*仏仏辞典* によって *état* (Etat) という語が担わされている意味の分類が異なっているが *Le Grand Robert* を資料として意味の認識を試みる。

*état* (Etat) という語が担わされている意味は (I) *manière d'être* (d'une personne ou d'une chose), *considérée dans ce qu'elle a de plus ou moins durable, permanent* (opposé à *devenir*, *evolution*) ([人や物の] 存在様態、状態) (II) *Situation, manière d'être* (d'une personne dans la société) ([特定の社会における人の] 存在様態、状態) (III) *Manière d'être* (des hommes réunis en société) ([社会に結び付けられた人々の] 存在様態、状態) の3つに大分類されている。その上で、(I) の意味が4区分され (II) の意味が3区分され (III) の意味が4区分されている。

(I) の意味の①に相当、対応する日本語の翻訳語が「人の存在様態」、(I) の意味の②に相当、対応する日本語の翻訳語が「物の存在様態」、(I) の意味の③に相当、対応する日本語の翻訳語が「を考慮する、等 (*faire état de* の形で)」、(I) の意味の④に相当、対応する日本語の翻訳語が「文書」である。

(II) の意味の①に相当、対応する一語の日本語の翻訳語は存在しないが *仏和辞典* では「身分」「国籍」という翻訳語が与えられている。「市民法 (民法) が法的効力を付与している、特定の人に固有な資格の集合」という意味が記述されている。「身分」「国籍」という翻訳語では意味の伝達を

誤ると考える。(II)の意味の②に相当、対応する一語の日本語の翻訳語は存在しない。「職業、財産、生活様式に由来する特定社会内立場(境遇、状況)」という意味が記述されている。「職業」という意味も記述されている。(II)の意味の③に相当、対応する一語の日本語の翻訳語が「身分」である。「(旧体制下フランスにおける)政治的社会的身分」という意味が記述されている。「階級の観念が身分の観念に取って代わった。三身分、聖職者の身分、貴族の身分、平民の身分」という記述により補足説明されている。

(III)の意味の①に相当、対応する一語の日本語の翻訳語が「状態」、(III)の意味の②に相当、対応する一語の日本語の翻訳語が「政治形態」「政治社会体制」、(III)の意味の③④に相当、対応する一語の日本語の翻訳語が「最高権力」(Autorité souveraine という語が担わされている概念を表現する一語の日本語の翻訳語として「最高権力」あるいは「最高権威」は適切であるのか、議論の余地が十分あると思われるが取り敢えずは「最高権力」としておく。)「国家」である。

仏仏辞典を検討した結果、「état (Etat) = 国家」という固定観念の問題性が改めて浮き彫りにされた。

フランス語歴史辞典、仏仏辞典においてと同様に、état (Etat) という語は *Du Contrat social* の中でも単一の概念ではなく複数の概念を担う語として使用されている。<sup>(9)</sup>そこで、次にはそれらの概念を区分して検討してみたい。

## 2 *Du Contrat social* において使用されている état (Etat) という語が担わされている概念の分類

ルソーの殆どの作品を対象として政治関連語彙を分析した Launay によれば、état (Etat) という語が担わされている sens (意味) は 5 分類 ①〔「政治体」を指す〕政治的意味②〔人間性の発展を指す〕歴史的理論的意味③

〔「職業」「階級」「身分」「社会的地位」に相当する〕社会的意味④〔前者から派生した〕政治的法的意味⑤非政治的意味〕されている。<sup>(4)</sup>分析対象を *Du Contrat social* に限定する本稿では以下の4分類を採用する。

(1) état (Etat) の概念 A

日本語への翻訳語としては、「国家」という語が相対的には適切であると考えられる概念である。ただし、すでに検討したように「国家」という語自体が多義語であるから便宜的暫定的な翻訳語に止まる。概念 A を担わされている état (Etat) の語の使用例が *Du Contrat social* の中では最多である。

ところで、état (Etat) の概念 A は厳密には更に2つの概念に区分される。

1つ目は「政治社会設立加入契約に基づいて設立された政治社会」と表現される概念である。*Du Contrat social* という作品を通してルソーが構想している「国家」の概念である。この概念を担わされている état (Etat) の語の代表例は第2編第1章で使用されている1例、第2編第3章で使用されている2例、第2編第4章で使用されている3例である。この概念と同一、あるいは類似の概念を担わされている語は *Du Contrat social* の中に複数存在する。corps moral et collectif、personne moral、personne publique、corps politique、cité、République、corps social、communauté という8語である。同一物を異なる視点、角度、視座から見た時の別名である。<sup>(5)</sup>

2つ目は「歴史上の政治社会」「事実上の政治社会」と表現される概念である。

そこで、état (Etat) の概念 A は厳密には état (Etat) の概念 A (1) と état (Etat) の概念 A (2) に区分しなければならない。état (Etat) の概念 A (1)こそがルソー独自の一つの état (Etat) の概念なのであって、その概念の認識は *Du Contrat social* 全体の理解を前提(必要)とする。état

(Etat) の概念 A (2) は普通概念であり、「国家」という日本語を使用するとき、21世紀初頭の日本語を母語とする人たちが念頭に思い浮かべている概念に近いと考える。

(2) état (Etat) の概念 B

日本語への翻訳語としては、「状態」という語が相対的には適切であると考えられる。仏和辞典では *manière d'être* と記述され、仏和辞典では状態という翻訳語が与えられている。長い歴史を持つ意味である。l'état de nature、l'état de guerre、l'état civil、l'état de paix、l'état primitif、l'état social、état permanent、l'état de la question という使用例がある。

(3) état (Etat) の概念 C

日本語への翻訳語としては、「身分」という語が相対的には適切であると考えられる概念が état (Etat) の概念 C である。概念 C を担わされている Etat という語の使用例は 3 例だけである。

(4) état (Etat) の概念 D

「国家」「状態」「身分」という日本語ではどうも担うことが出来ない概念が état (Etat) の概念 D である。état (Etat) の概念 D については、仏和辞典の中では全く記述されていない。仏和辞典の執筆者たちが認識していなかったのか、あるいは、認識してはいたのであるが記述スペースの限られた仏和辞典の中に記述する必要性を感じていなかったのかは不明である。そのどちらでもないのかもしれない。état (Etat) の概念 D は Etat という語に担わせるべき概念ではないのかもしれないのである。état (Etat) という語の辞典レヴェルの意味の限界を état (Etat) の概念 D は越えているのかもしれないからである。

フランス語歴史辞典の中で記述されていた、今ではすでに消滅してい

る、「社会内立場、地位」という意味を表すために使用されている état という語の一つの意味素に着目して、ルソーは自らが構成した独自の概念を Etat という語に取り敢えずは担わせることに最終決定したのであろうと推測される。Etat という語が18世紀中期段階のフランス語の語彙の中では独自の概念を担わせ得る比較的な意味では最適語としてルソーによって選択されたのであろうと推測される。

この概念を担わされていると考えられる Etat という語の使用箇所は7箇所であると本稿筆者は解釈する。<sup>(6)</sup> 節を改めて état (Etat) の概念 D を認識する作業に移りたい。<sup>(7)</sup>

注

- (1) Alain Rey, *Dictionnaire historique de la langue française*, Tome I, Dictionnaires le Robert, 1993, pp. 736-737.
- (2) Alain Rey, *Le Grand Robert de la langue française*, deuxième édition, Tome IV, Dictionnaires le Robert, 1987, pp. 171-176.
- (3) Michel Launay et Gunnar von Proschwitz, *Index Du Contrat social*, Librairie Slatkine, 1977, pp. 35-36, p. 68, p. 122, pp. 190-191.
- (4) Michel Launay, *Le Vocabulaire politique de Jean-Jacques Rousseau*, Librairie Slatkine, 1977, pp. 98-103.
- (5) 1950年に初版が刊行されているルソー政治思想研究史上極めて重要な位置を占めている Derathé の『ルソーとその時代の政治学』の巻末「付録」では3頁を費やしてわざわざ État という語について記述しているが、第1編第6章初出の Etat の概念の独自性を指摘していない。更に、1964年発行のプレイヤード版ルソー全集第三巻に収められている *Du Contrat social* の編者注においても Derathé は第1編第6章初出の Etat の概念の独自性を指摘していない。そのことは、Derathé が当該 Etat という語が担わされている概念の独自性を認識してはいなかったということを意味するのであろうか。あるいは、その独自性を認めていなかったということを意味するのであろうか。Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, Presses Universitaires de France, 1950, pp. 380-382. (seconde édition, J. VRIN, 1974). 初版と第2版の異同は「文献目録補遺」の追加だけであり、本文に変化はない。当該 Etat の概念の独自性は第2版においても指摘されていない。

この作品はダントレーヴによって state (État) という語をテーマとする「最近 (1950年代、1960年代—本稿筆者) の著述」の中の「特に有用」な作品という評価を与えられている (ダントレーヴ [石上良平訳] 『国家とは何か』みすず書房、2002年 [新装版]、43頁)。ダントレーヴは『国家とは何か』の「新造語としての国家」において state という語について興味深い記述を展開している。ダントレーヴの立場は「政治理論に対する或る一つの型の接近方法を擁護すること」(iii-iv頁) であり、「ウェルドニズム」(iv頁) に含まれるであろう。

- (6) 7箇所限定するか否かという点については議論の余地が残されている。
- (7) *Du Contrat social* を含むルソーの政治関連作品群の英語への翻訳書の「翻訳注」の中で Gourevitch は「ルソーの作品を読むものは誰であれ彼の『辞典』を学ばなければならない」(*Rousseau The Social Contract and other later political writings*, edited and translated by Victor Gourevitch, Cambridge University Press, 1997, p. xliv) と書いて、ルソーが使用している語が担わされている概念の独自性への注意をまず全般的に喚起した上で、Etat という語の意味を4つに分類して説明しているが、état (Etat) の概念 D は認識されていないと思われる。現代のルソー研究者たちは20世紀末に至り、ルソーが使用していた語についての辞典 (N. J. H. Dent, *A Rousseau Dictionary*, Blackwell Publishers, 1992, *Dictionnaire de Jean-Jacques Rousseau*, publié sous la direction de Raymond Trousson et Frédéric S. Eigeldinger, Honoré Champion, 1996) を編纂しているが、Etat という語が担わされている概念を認識するための参考とはなりえないと考える。

#### 四 *Du Contrat social* 第1編第6章初出の Etat の概念

##### 1 *Du Contrat social* 第1編第6章初出の Etat の概念の独自性に対する日本における先駆的指摘

2つの貴重な研究を紹介することから始めたい。



(1) 小笠原弘親・白石正樹・川合清隆『ルソー社会契約論入門』<sup>(1)</sup>

「入門」という名称にも拘らず、周到厳密な研究成果を前提に書かれている内容豊富なこの作品は *Du Contrat social* 第1編第6章初出のEtatの概念の独自性を指摘している日本における先駆的文献であると思われる。

「そしてこの政治体は、受動的には、つまり法に服従する臣民の総体としては『国家』(Etat 以下、この定義に従うときは『国家』と表記し、一般的な意味での国家と区別する)、能動的には、つまり法を制定する市民の総体としては『主権者』(Souverain)、他の政治体と比較されるときには『国』(Puissance) と呼ばれます。」(72頁)、「主権者としての人民の、『国家』としての人民に対する関係」(108頁)、「政治的人民自体が、能動的には主権者、受動的には『国家』と呼ばれる」(139頁)、「臣民の総体としての『国家』」(150頁)、「臣民の総体としての『国家』」(151頁)、「こうして設立された政府は、主権者および臣民(その総体としての『国家』)との間に、どのような相互関係を保たなければならないのでしょうか。」(156頁)、「主権者、政府、『国家』の相互の関係」(157頁)、「主権者、政府、『国家』の相互の均衡」(160頁)、「主権者と『国家』との間における均衡」(167頁)という叙述を通してルソー独自のEtatの概念が示唆されている。

この作品が出版された翌年(1979年)に出版された『ルソー全集』(白水社)の第五巻に収められている作田啓一氏の翻訳書(この翻訳書は2005年現在でも依然として最新の翻訳書である。)においても、当該Etatという語に対しては国家という日本語が「長い伝統、不動の伝統を持つ」翻訳語として踏襲されていたのである。作田氏自身その訳者解説の末尾でこの作品を参照した旨を明示しているのでこの作品を読んでいた筈である。それにも拘らず当該Etatという語に対して国家という翻訳語を採用していたということは、当該Etatという語が担わされている概念の独自性を作田氏は認めてはいなかったと考えられる。作田氏に限らず、1979年現在においては *Du Contrat social* 第1編第6章初出のEtatの概念の独自性は日本に

においては一般には承認されてはいなかったのではないかと考えてもよいと判断される。

もっとも、この作品においても、当該 *Etat* という語に対しては「国家」(カッコ付きの国家) という表現が与えられていた点は、*Etat*=国家という理解がなおも支配的で、国家という翻訳語からの開放が十分ではなかったのではないかという推定も可能であるかもしれない。読者への配慮から「国家」という表現を採用したのであるかもしれないが、「国家」という工夫を施された苦心の表現が採用されていたとしても、執筆者たちの真意の伝達効果は十分ではなかったのではないか、と思われる。

そうであるとしても、その他の *Etat* という語とは区別すべき独自の概念を担わされている *Etat* という語を発見し、そのことを明示しているこの作品の先駆性は、国家という日本語が「長い伝統、不動の伝統を持つ」翻訳語として踏襲されていたという事実を鑑みれば特別の評価を必要とするであろう。

## (2) 福田歓一「日本における政治学史研究」<sup>(2)</sup>

この論文は日本における政治学史(政治思想史)研究をめぐる重要な指摘を多数含んでいる。日本における政治学史研究における日本語以外の言語の語彙を構成する語の理解の難しさが深刻に警告されている。翻訳語に係わる問題がその重要な部分をなしている。特に、日本語の「訳語に安らって」<sup>(3)</sup>日本語以外の言語で書かれているテキストを読んだり、日本語の「訳語から理解」<sup>(4)</sup>することは厳に戒められている。翻訳語はあくまでも便宜的な翻訳語なのであって、翻訳語を通して表現されている翻訳者の特定の解釈、可能なさまざまな解釈の中の1つの解釈に無批判的に寄りかかって、そのような翻訳語からテキストを理解することの危険性が論証されている。

そのような基本的立場から、本稿のテーマと直接関係する貴重な指摘をこの論文は含んでいる。*Du Contrat social* 第1編第6章初出の *Etat* の概

念を表現するために国家という日本語を翻訳語として採用することは適切ではないと福田歓一氏は考えていたようである。Etat という原語をそのまま使用しているからである。

「“Etat” という言葉をたしかに使っておりますけれども」<sup>(5)</sup> 「“Etat” という言葉を使っただけでも」<sup>(6)</sup> という断り書きを付加することによって福田氏は *Du Contrat social* 第1編第6章初出のEtatの概念の独自性に注意を促している。国家という翻訳語を与えることの問題を指摘していると考えられる。

「Etat という言葉は権力としての Stato 以前の status の用法に帰って、受動的に支配対象としての国家を意味するものとなり、これに対して主権という近代の用語が能動的に支配主体としての国家を示すものとなる。」<sup>(7)</sup> という叙述の中の「権力としての Stato 以前の status の用法に帰って」という部分、「ルソーが“Etat” という言葉を使っただけでも、それは先ほど申し上げましたように主権の支配対象としての受動的なもの、いわば“stato” 以前の中世的な用法に限っておりますし」<sup>(8)</sup> という叙述の中の「いわば“stato” 以前の中世的な用法に限っておりますし」という部分はその通りであるのだが、「中世的な用法」そのままではなく、その用法を継承した上で、ルソー独自の概念を表現するために、その用法を発展させて独自の用法を創始していたと考えることもできるのではないだろうか。

更に、「受動的に支配対象としての国家」がEtatという語の意味であると説明している。しかし、この場合にも、「国家」という語が問題となる。福田歓一氏は「国家」という語を République というフランス語に対する翻訳語として同一段落の直前の文章において使用しているのだから、この「国家」という語も République というフランス語に対する翻訳語として使用されていると理解される可能性がある。しかし、「受動的に支配対象としての Etat」は「受動的に支配対象としての国家」ではないと考える。ここでの問題は、「国家」という日本語の問題である。

2 *Du Contrat social* 第1編第6章初出のEtatの概念

「国家」という工夫された表記、Etatという原語による表記を採用することによって、*Du Contrat social* 第1編第6章初出のEtatの概念の独自性を示唆する上記の日本における先駆的指摘は高く評価されるべき研究成果である。そこで、その指摘を踏まえて、更に、Halbwachsの指摘を中心とするルソー政治思想研究書における認識をも踏まえて、指摘のレベルを超えた認識のレベルを開拓する作業を以下に試みたい。

## (1) 当該Etatという語が含まれているテキストの検討

以下では、当該Etatという語が含まれている日本語の翻訳書テキストの翻訳語「国家」に対するフランス語（およびフランス語で書かれているテキスト）を知らない日本語を母語とする読者による理解（の再構成）を推測しながら検討する。

## (1) 〈テキスト1〉

Cette personne publique qui se forme ainsi par l'union de toutes les autres prenoit autrefois le nom de *Cité*, et prend maintenant celui de *République* ou de *corps politique*, lequel est appelé par ses membres Etat quand il est passif, *Souverain* quand il est actif, *Puissance* en le comparant à ses semblables. (pp. 361-362)

## 〈翻訳〉

- ① 「其構成員からは、其團體が受動的である場合には國家と呼ばれ、能動的である場合には主権者と呼ばれ、他の同種のものに比較する場合には力と呼ばれて居る」(市村・森口訳、40頁)
- ② 「…團體内の各員は、これを受動的には國家Etatと呼び、能動的には主権者 *Souverain* と呼び、それを他の同様の團體と比較する時

には、國 Puissance といふ。」(平林訳、33頁)

- ③ 「そしてその成員からは、受動的に國家と稱ばれ、能動的に主權と呼ばれ、それ自身の如き他と比較されるときには權力と稱ばれて居る。」(加藤訳、24頁)
- ④ 「それは、受動的には、構成員から國家 (Etat) とよばれ、能動的には主權者 (Souverain)、同種のものとは比るときは國 (Puissance) とよばれる。」(桑原ほか訳、31頁)
- ⑤ 「…その機能が受動的な場合はその構成員によって、國家 (Etat) と呼ばれ、能動的な場合は、主權者 (Souverain) と名づけられ…」(平岡・根岸訳〔河出〕、133頁)
- ⑥ 「…その機能が受動的な場合は、その構成員によって、國家 (Etat) と呼ばれ、能動的な場合は、主權者 (Souverain) と名づけられ…」(平岡・根岸〔角川〕訳、30頁)
- ⑦ 「…その構成員によって、政治体が受動的に法に従うときは《國家》 Etat、能動的に法をつくるときは《主權者》 Souverain と呼ばれ…」(井上訳、243頁)
- ⑧ 「…それが受動的な面でもとらえられる場合は、その成員によって國家 (Etat) と呼ばれ、能動的な面でもとらえられる場合は、主權者 (Souverain) と呼ばれる。」(作田訳、122頁)

〈検討〉

以上のように、Etat という語に対しては例外なく国家という翻訳語が与えられている。翻訳語の読者は国家という翻訳語を読んだとき、どのような概念を思い浮かべるのであろうか。国家という翻訳語は翻訳書の中で頻出する。それらの国家という語を読んだとき、念頭に思い浮かべた概念とは異なる概念を読者は同一の国家という翻訳語を読んで認識できるであろうか。

personne publique=国家であり、personne publique=主權者である。

「受動的」とはどのようなことなのか。「能動的」とはどのようなことなのか。翻訳語からは理解することが出来ない。passifとはどのようなことなのか。actifという性質を持つ主権者によって作られた loi に従うのであるから、passifという形容詞が付けられているのである。国家がpassifなのではないのである。

par ses membres という語群に対して、その構成員毎に、という翻訳語を与えることは出来ないのではあるか。corps moral et collectif という語を通して表現されている概念が別の観点、角度、視点から personne publique という語によって表現されているのであるが、personne publique という語によって表現されている概念が今度は、Cité という語、République という語、corps politique という語によって表現されている。更に、Etat という語で表現されるとともに Souverain という語で表現されている。その構成員毎に、或る場合には Etat という語で表現され、別の場合には Souverain という語で表現されていると解釈することも出来るのではないだろうか。personne publique の構成員たちをひとまとめとして、Etat という語で表現されるとともに Souverain という語で表現されている。Etat という語で表現される場合は personne publique が passif という性質の状態にある場合、すなわち主権者によって作られた法に従って行為している場合の personne publique の構成員たち全体であり、Souverain という語で表現される場合は personne publique が actif という性質の状態にある場合、すなわち立法という行為をしている場合の personne publique の構成員たち全体である。

Halbwachsによれば、Etat は「loisを遵守するという立場における people」であり、「同一の lois に従わされている hommes の集合」<sup>(9)</sup>であると説明される。更に、「lois に従うという立場における citoyens の集合」<sup>(10)</sup>であると説明される。勿論、その lois は lois を制定するという立場における people (この立場における people にルソーは Souverain という名を与えている) が制定した lois である。

(2) <テキスト 2>

On voit par cette formule que l'acte d'association renferme un engagement réciproque du public avec les particuliers, et que chaque individu, contractant, pour ainsi dire, avec lui-même, se trouve engagé sous un double rapport ; savoir, comme membre du Souverain envers les particuliers, et comme membre de l'Etat envers le Souverain. (p. 362)

<翻訳>

- ① 「上に掲げた命題より次のことを知ることが出来る、即ち社會契約は共同團體と其構成員との間の相互の關係を極めたものである、而して之は各構成員が自分と契約したと見ることが出来る故、各個人は二重の關係に立つことになる、即ち主權者の一員としては他の各個人に對し、國家の一員としては主權者に對することになるのである」(市村・森口訳、43頁)
- ② 「此の規定によりて、この聯合の行為には、公共體と個々人との間に一の相互的約束が含まれてゐること、並びに、各個人は、言はゞ自分自身と契約したのだから、二重の關係で約束を結んでゐること、即ち主權者の一員としては各個人に、國家の一員としては主權者に約束してゐることがわかる。」(平林訳、34頁)
- ③ 「此の公式から我々は、社會契約は、聯合體と個人との間の相互的約束を含んで居ると云ふこと、及び、各個人は、言はゞ自分自身と契約したのであるから、二重の關係で拘束されると云ふこと、即ち、主權者の一員としては個人に拘束され、國家の一員としては主權者に拘束されると云ふことを知る。」(加藤訳、25頁)
- ④ 「この公式から次のことがわかる。すなわち、結合行為は公共と個々人との間の相互的約束を含むことと、また、各個人は、いわば自分自身と契約しているので、二重の關係で一つまり、個個人にたいし

ては主権者の構成員として、主権者にたいしては国家の構成員として一約束していること、とである。」(桑原ほか訳、32-33頁)

- ⑤ 「この公式によって、結社行為には政治体と個々の人々との間に一つの相互的な約束が含まれていること、また、各個人はいわば自分自身と契約しているのであるから、二通りの立場で拘束をうける。すなわち、主権者の構成分子としては個々人に対し、国家の構成分子としては主権者に対して、拘束されている、ということ、がわかるのである。」(平岡・根岸訳〔河出〕、134頁)
- ⑥ 「この公式によって、次のことがわかる。すなわち、結社行為には公共(人民)と個々の人々との間に一つの相互的な義務がふくまれていること、また、各個人はいわば自分自身と契約しているのであるから、二重の点で義務を負う。つまり、主権者の構成分子としては個々人にたいし、国家の構成分子としては主権者にたいして、義務を負っているわけである。」(平岡・根岸訳〔角川〕、31頁)
- ⑦ 「この社会契約の公式から、次のことがわかる。結合行為は公共(主権者たる人民)と個々人との相互的約束を含むこと、また各個人はいわば自分自身と契約しているので、二重の関係で、すなわち主権者の一員として個々人に対して、国家の一員として主権者に対して、約束していることである。」(井上訳、243-244頁)
- ⑧ 「この公式から次のことがわかる。結社行為は、公衆〔=人民〕と個々人とのあいだの約束を含むこと、また各個人は、いわば自分自身と契約しているので、二重の関係で—すなわち、主権者の成員としては個々人に対して、国家の成員としては主権者に対して—約束していることである。」(作田訳、123頁)

#### <検討>

第1編第7章の「国家の成員」という翻訳語の直前に出てくる「国家」という翻訳語は第1編第6章の「国家」という翻訳語(「それが受動的な面



でとらえられる場合は、その成員によって国家〔Etat〕と呼ばれ」の「国家」という翻訳語)であるから、「国家の成員」という翻訳語を読んだ読者は第1編第6章の「国家」という翻訳語を通して認識(理解)した概念を担わされている語として当該国家という翻訳語を読むであろう。当該国家という翻訳語は第1編第1章から第1編第4章までで使用されている国家という翻訳語を通して認識(理解)した概念を担わされている語として当該国家という翻訳語を読むであろう。政治社会という翻訳語が担わされている概念と同一の概念を担わされている国家という翻訳語である。

「国家の成員」という翻訳語は作田訳においては以下の8箇所で使用されている。「その構成員」(118頁)「国家の成員」(123頁)「その構成員」(127頁)「国家の全構成員」(129頁)「国家の一員」(141頁)「国家の各構成員」(165頁)「国家のすべての構成員」(216頁)「その構成員」(249頁)。読者は「国家の成員」という翻訳語を読んだ時、政治社会の成員(Etatの概念A)を思い浮かべるであろう。

このテキストでは、〈公衆〉と〈個々人〉と〈主権者〉と〈国家〉の関係が叙述されている。〈個々人〉(〈各個人〉)は、ある場合(局面)においては、「主権者の成員」としての〈個々人〉であり、別の場合(局面)においては、「国家の成員」としての〈個々人〉である。「国家の成員」としての〈個々人〉とは政治社会の成員としての〈個々人〉なのであろうか。翻訳語からはそのように理解する以外にはない。

Halbwachsによれば、Etatは「受動的な観点から見られた corps politique」であり、「sujetsとみなされたこの corpsの構成員に関係する」<sup>(11)</sup>と説明されている。

### (3) 〈テキスト3〉

Premierement l'action du corps entier agissant sur lui-même, c'est-à-dire le rapport du tout au tout, ou du Souverain à l'Etat, et ce rapport est composé de celui des termes intermédiaires, comme nous le verrons

〈翻訳〉

- ① 「先づ第一に全團體が自分自身に働く行動を考へねばならぬ、換言すれば全體の全體に對する關係、即ち主權者の國家に對する關係を考へねばならぬ」(市村・森口訳、128頁)
- ② 「先づ第一に考慮すべきは公共團體全體が自分自身にはたらきかける行為、即ち全體と全體との關係、或は主權者と國家との關係である。」(平林訳、82頁)
- ③ 「先づ全體のそれ自身に對する作用、即ち、全體の全體に對する、主權の國家に對する關係がある。」(加藤訳、60頁)
- ④ 「第一には、政治体全体が、自分自身に働きかける行為、すなわち全體の全體に對する關係、または主權者の國家に對する關係がある。」(桑原ほか訳、80頁)
- ⑤ 「第一には、政治体が自分自身に働きかける行為、すなわち、全体が全體に對する關係、または、主權者が國家に對する關係がある。」(平岡・根岸訳〔河出〕、163頁)
- ⑥ 「第一には、政治体が自分自身に働きかける行為、すなわち、全體の全體にたいする關係、または、主權者の國家にたいする關係がある。」(平岡・根岸訳〔角川〕、80頁)
- ⑦ 「第一に、政治体全体が自己にはたらきかける行為、すなわち全體の全體に對する關係、あるいは主權者の國家に對する關係である。」(井上訳、274頁)
- ⑧ 「第一には、政治体全体が、自分自身に働きかける行為、すなわち全體の全體に對する關係、または主權者の國家に對する關係がある。」(作田訳、161頁)

〈検討〉

「全体の全体に対する関係、または主権者の国家に対する関係」とはどのようなことを言っているのか。「全体の全体に対する関係」の前の「全体」は「政治体全体」であり、後ろの「全体」も「政治体全体」である。「全体の全体に対する関係」とは「政治体全体の政治体全体に対する関係」である。それでは、「政治体全体」とは何か。政治体を一体として観念した概念を政治体全体という語で表現しているのか。

「全体の全体に対する関係、または主権者の国家に対する関係」という表現は「全体の全体に対する関係」と「主権者の国家に対する関係」が「または」で結ばれている。言い換えれば、ということである。「全体の全体に対する関係」は「政治体全体の政治体全体に対する関係」であるから、「全体の全体に対する関係」は「政治体全体＝主権者の政治体全体＝国家に対する関係」である。「政治体全体＝主権者」も理解できないし、「政治体全体＝国家」も理解できない。

「政治体全体＝国家」は政治社会であると翻訳書の読者は理解している筈である。そうであれば、「主権者の国家に対する関係」とは「主権者の政治社会に対する関係」と翻訳書の読者は理解するであろう。関係の両項は主権者と政治社会なのであろうか。主権者と政治社会の関係を規律する loi (法律) が loi politique (政治法) なのであろうか。loi politique とは主権者と政治社会の関係を規律する loi であると考えてよいのであろうか。

Halbwachsによれば、Etat は「pouvoir souverain に従わされているという側面における homme の集合」<sup>(12)</sup>であると説明されている。

Ellenburgによれば、Etat は「subjectsとして、自らが誤した法に従う〔sovereign という語が意味している積極的立法資格における citizens と〕同一の citizens」<sup>(13)</sup>であると説明されている。

(4) <テキスト4>

Il faut donc à la force publique un agent propre qui la réunisse et la mette en œuvre selon les directions de la volonté générale, qui serve à

la communication de l'Etat et du Souverain, qui fasse en quelque sorte dans la personne publique ce que fait dans l'homme l'union de l'ame et du corps. Voilà quelle est dans l'Etat la raison du Gouvernement, confondu mal à propos avec le Souverain, dont il n'est que le ministre. (p. 396)

〈翻訳〉

- ① 「されば、斯かる公共の力には、之を一手に總攬し共同意思の命令に従ひ之を行使せんが為にも、國家と主権者との間に立って其交通の手段となるが為にも、又人體に於て精神と肉體とを結合するが如き働を國家的團體の上に於てなすが為にも、適當な代表者を有つことが必要である」(市村・森口訳、134-135頁)
- ② 「故に、公共力 la force publique はこれの一つに集めて、一般意志の指導の下にはたらかせ、國家と主権者との聯絡の任にあたり、精神と肉體との結合が人體に於てなすのと似たやうな役割を公人に於てなすところの、適當な代理者を必要とする。」(平林訳、87頁)
- ③ 「それ故に、公共の力はこれを集めて一般意志の指導の下に働かせ、國家と主権者との聯絡の手段とし、人體に於いて精神と肉體とを結合させる働きと同様の働きを集合的人格に於いてさせるところの、それ自身の代表者を持つことが必要である。」(加藤訳、64頁)
- ④ 「だから公共の力にとっては、この力を結集し、それを一般意志の指導によって動かし、國家と主権者との連絡につとめ、人間において魂と肉体との結びつきが果すことをば、いわば公人において果す、適當な代理人が必要である。これが、國家において政府が存在する理由であり、この政府は不当にも主権者と混同されているが、政府は主権者の公僕にすぎないのだ。」(桑原ほか訳、84頁)
- ⑤ 「だから、國家の力にとっては、この力を結集し、それを一般意志の指図に従って活動させ、國家と主権者との間の連絡機関となり、人

間の中で魂と肉体との結合が行う役割を、いわば公法人の中ではたす独自の代理人が必要なのである。これが国家にとって政府を必要とする理由であり、政府は不当にも主権者と混同されているけれども、実は主権者の代理人にすぎないのだ。」(平岡・根岸訳〔河出〕、165頁)

⑥ 「だから、公けの統制力にとっては、この力を結集し、それを一般意志のさしずに従って活動させ、国家と主権者との間の連絡機関となり、人間の中で魂と肉体との結合が行なう役割を、いわば公共的人格の中ではたす独自の代理人が必要なのである。これが国家にとって政府を必要とする理由であり、政府は不当にも主権者と混同されているけれども、実は主権者の使用人にすぎないのだ。」(平岡・根岸訳〔角川〕、84頁)

⑦ 「だから、公的権力にとっては、この力を結集して一般意志の指令に従ってこれを用い、国家と主権者とのあいだの連絡に努め、人間において魂と肉体との結合が果たしている役割を、いわば、公的人格のなかで果たす独自の代理人が必要となる。ここに、国家における政府の存在理由があり、政府は不都合にも主権者と混同されているが、実はその執行人にすぎないのである。」(井上訳、276頁)

⑧ 「それゆえ、公共の力にとっては、この力を結集し、一般意志の導きのもとにこれを行使し、国家と主権者とのあいだの連絡を営む適当な機関が必要であって、この機関は個人のなかで魂と肉体とを結びつける役割を、いわば公的人格のなかで果たすものなのである。ここに、国家において政府が存在する理由がある。政府は不当にも主権者と混同されているが、じつはその代行機関にすぎない。」(作田訳、164頁)

〈検討〉

la communication de l'Etat et du Souverain という表現を通してルソ  
ーは何を言いたいのか。communication という語に対して翻訳者たちは

「連絡」(市村・森口訳だけは「交通」)という翻訳語を与えている。Etatと Souverainの連絡という機能を果たす機関が gouvernementであるとルソーは書いている。Etatと Souverainの連絡という機能の必要が l'Etatの中に gouvernementが存在する理由であるとルソーは言う。それでは、Etatという語が担わされている概念は何であり Souverainという語が担わされている概念は何なのか。その問題について考える参考として、市村・森口氏の説明(「評註」)を検討してみたい。市村・森口氏は次のように書いている。「彼れは政府が國家と主權者との間に立って其交通の手段となると日うて居るが、其國家は何を指すか、其主權者は何を指すか、國家が主權の主體である以上は國家と主權者との對立は無い筈である、惟ふにルソーは主權者といふ字を人民といふ意味に用ひて居るから、彼れが國家と主權者との間に立って云々といふのは、國家と人民との間に立つといふ意味であると思ふ、斯様解釋せねば意味が通ぜぬ」。<sup>(14)</sup>市村・森口氏は Etatという語に対して國家という翻訳語を与え Souverainという語に対して主權者という翻訳語を与えた上で、「ルソーは主權者といふ字を人民といふ意味に用ひて居る」と説明しているが、ルソーは主權者という翻訳語の原語である Souverainという語と人民という翻訳語の原語である Peupleという語には別概念を担わせているのであるから、主權者=人民という説明は正確ではない。Etatと Souverainの連絡を國家と人民の連絡(交通)と解釈することはルソーのテキストから離れることになる。

それでは、Etatと Souverainの連絡とはどういうことなのか。Etatと Souverainは別物である。それぞれは何なのか。それらの連絡とはどういうことなのか。原語は communicationである。volonté généraleに基づいて citoyenの集合である Souverainが作成した loiが一方に存在する。他方には、volonté généraleに基づいて citoyenの集合である Souverainが作成した loiに従って行為する sujetの集合である Etatが存在する。この両者、すなわち、loiを中心にして Souverainと Etatを結びつけるという役割を果たすために gouvernementという機関が設置されることに

なるのである。Etat と Souverain の連絡と言うよりも、loi と Etat の結合が問題なのである。Etat と Souverain の間に loi が入るのである。以上の伝達内容の理解が困難なのはルソーの表現に起因すると考えられる。

Etat と Souverain の連絡についての理解を補助するためにルソーは homme (個人) と personne publique (公的人格) を対照し、âme (魂) と Souverain (主権者) を対照し、corps (肉体) と Etat (国家) を対照している。âme (魂) と corps (肉体) は homme (個人) の構成要素である。âme (魂) は homme (個人) の一側面であり、corps (肉体) も homme (個人) の一側面である。しかし、国家 と 主権者 は公的人格の構成要素ではない。公的人格は国家である。公的人格の別名が国家である。

「人間のなかで魂と肉体とを結びつける役割」と表現することによってルソーは「魂」と「肉体」を「人間」の構成要素と考えている。「人間」に対応するのが「公的人格」である。「人間という人格」と「公的人格」が対照されているのである。「人間という人格」の構成要素である「魂」と「肉体」に対応させられているのが、「公的人格」の場合には「国家」と「主権者」なのである。「肉体」に対応させられているのが「国家」であり、「魂」に対応させられているのが「主権者」なのである。

以上のことを念頭に置けば、「国家」という翻訳語の問題が浮き彫りになるであろう。どうして「国家」が「公的人格」の構成要素なのか。現在の日本語の国家という語が担わされている概念に相当するルソーが使用している語が「公的人格」なのである。ここでの Etat は「公的人格」の構成要素なのである。「公的人格」それ自体ではない。「公的人格」は Etat と 主権者 から構成されているのである。「公的人格」は sujet の集合である Etat と citoyen の集合である Souverain から構成されているのである。しかし、sujet も citoyen も associé であり、特定の役割を演じている時の associé なのである。

「国家 と 主権者 との連絡」という表現における国家という翻訳語と「国家 において政府が存在する」という表現における国家という翻訳語は同一

の概念を担わされているのであろうか。実は、2つの国家という翻訳語は異なる概念を担わされているのである。しかし、翻訳語の読み手は異なる概念が担わされているとはまったく考えないであろう。同一概念が担わされていると考えて読み進むであろう。そこで、混乱が発生するということになる。

Halbwachsによれば、Etatは「第1編第6章の定義に従って」「受動的な側面における corps politique」「従うという側面における corps politique」「sujetsの集合」<sup>(15)</sup>であると説明されている。FataudとBartholyによれば、Etatは「受動的な側面における corps politique、それゆえ sujetsの集合」<sup>(16)</sup>であると説明されている。

(5) <テキスト5>

C'est dans le Gouvernement que se trouvent les forces intermédiaires, dont les rapports composent celui du tout au tout ou du Souverain à l'Etat. (p. 396)

<翻訳>

- ① 「政府は一の中間的勢力である、政府に於て一國の全體と全體との關係、即ち主權者と國家との關係を調和するものを見出すことが出来るのである」(市村・森口訳、137頁)
- ② 「中間の力は政府の中に見出されるのである。而してこの力の關係が、全體と全體との關係であり、主權者と國家との關係である。」(平林訳、88頁)
- ③ 「政府の中には、全體と全體との關係、即ち、主權者と國家との關係をつける仲介的な力がある。」(加藤訳、64頁)
- ④ 「政府には、仲介的なもろもろの力があり、その諸關係が、全体と全體との、もしくは、主權者と國家との關係を形づくっている。」(桑原ほか訳、85頁)



- ⑤ 「政府の中には中間的諸力が見出されるのだが、その諸力間の関係が、全体と全体との関係、主権者と国家との関係を形づくっている。」(平岡・根岸訳〔河出〕、166頁)
- ⑥ 「政府の中には中間的諸力が見いだされるのだが、その諸力間の関係が、全体と全体との関係、主権者と国家との関係を形づくっている。」(平岡・根岸訳〔角川〕、85頁)
- ⑦ 「政府のなかにはさまざまな中間的な力があって、それらの関係が、全体の全体に対する関係、すなわち主権者の国家に対する関係を形づくっている。」(井上訳、277頁)
- ⑧ 「政府のなかには、さまざまな中間の力があり、その諸関係が、全体と全体との関係、すなわち主権者と国家との関係を形づくっている。」(作田訳、165頁)

〈検討〉

celui (rapport) du tout au tout という表現を通してルソーは何を言っているのか。tout という語に対して翻訳者たちは全体という翻訳語を与えているが、全員という翻訳語を与えたほうがルソーの言いたいことがよく伝達されるのではないかと思われる。前の tout と後の tout は全員という点では同一であるが、何の全員かという点では同じではない。前の tout は Souverain という集合体を構成している citoyen という構成要素の全員であり、後の tout は Etat という集合体を構成している sujet という構成要素の全員である。だから、ou という接続詞の後で celui (rapport) du Souverain a l'Etat と書かれているのである。前の tout = Souverain であり後の tout = l'Etat である。l'Etat は国家という日本語の翻訳語に相当するものではない。

Halbwachs によれば、Etat は「sujetsの集合」であると説明され、「l'Etat という語はここでは受動的なものとして考えられた le peuple を意味している」<sup>(17)</sup>と注記されている。Masters によれば、Etat は「subject と

しての the people」<sup>(18)</sup>であると説明されている。Levineによれば、Etat は「subjectsとして集合的に考えられた individuals」<sup>(19)</sup>であると説明されている。FataudとBartholyによれば、Etat は「受動的なものとして考えられた sujetsあるいは citoyensの集合」<sup>(20)</sup>であると説明されている。「sujetsあるいは citoyensの集合」という説明は正しくない。「sujetsの集合」である。「citoyensの集合」はSouverainである。Strongによれば、Etat は「subjectsとしての people」「subjectsとして考えられた the people」<sup>(21)</sup>であると説明されている。Bertramによれば、Etat は「the law (法)に従う individuals (個人)の the aggregation (集合)」<sup>(22)</sup>であると説明されている。

(6) <テキスト6>

C'est une personne morale douée de certaines facultés, active comme le Souverain, passive comme l'Etat, et qu'on peut décomposer en d'autres rapports semblables, d'où naît par conséquent une nouvelle proportion, une autre encore dans celle-ci selon l'ordre des tribunaux, jusqu'à ce qu'on arrive à un moyen terme indivisible, c'est-à-dire à un seul chef ou magistrat suprême, qu'on peut se représenter au milieu de cette progression, comme l'unité entre la série des fractions et celle des nombres. (p. 398)

<翻訳>

- ① 「換言すれば、或る能力を與へられて居る一の精神的人格であって能動的には主権者の如く受動的には國家の如く其他の關係に就ても同じ様に之を分解することが出来るのである、其結果此に於ても一の新たななる比例が成立するのであって、行政上の職務の配置に従ひ、次第に追索して行けば、遂に分割すべからざる一個の比例中項に達するのである、即ち君主又は最高行政官が之れである、此ものが此等の級數

の中間に立ち、整數的級數と分數的級數との間の單位數となるのである。」(市村・森口訳、143-144頁)

- ② 「それは、若干の機能を賦與された精神的人格であり、能動的には主權者の如く、受動的には國家の如きものであり、それと類似の關係に分解することのできるものである。その結果として、一の新たな比例が生じ、更にその内部に新しい比例が生じ、次々に、行政の等級に應じて溯ってゆけば、遂に分割すべからざる比例中項、即ち唯一人の元首或は最高行政官に達する。この元首或は最高行政官は、この級數の中央に位し、分數級數と整數級數との間にある一なる數をもってあらはされる。」(平林訳、90-91頁)
- ③ 「言ひ換へれば、政府は幾許かの機能を附與されて居る精神的人格であつて、能動的には主權者の如く、受動的には國家の如きものであつて、その他の關係に於いても同じやうに分解され得るものである。そしてその結果として、一つの新たな比例が生れ、この内部にまた新しい比例が生れ、行政官の等級に應じて溯って行けば遂に分割することの出来ない一個の比例中項、即ちたゞ一人の君主或は最高行政官に達し、その君主又は最高行政官は、この級數の中央にあつて分數的級數と整數的級數との間にあると云ふ單位數をもって表はされる。」(加藤訳、67頁)
- ④ 「それは、いくつかの屬性をそなえた精神的人格であり、主權者のように能動的であり、國家のように受動的でもあつて、他の同じやうな關係に分解することもできる。その結果、そこから一つの新しい比例が生れる。そして、役所の順位に従つて、この中にさらに他の比例が生れる。こうしてついに、分割できない一つの比例中項、すなわち、ただ一人の首長あるいは最高の役人に達するが、このものは、この級數のまん中に位置し、分數級數と整數級數との間の一單位としてあらわすことができる。」(桑原ほか訳、88頁)
- ⑤ 「それは特定の機能をそなえた作為的人格であり、能動的な場合は

主権者のようであり、受動的な場合は国家のようであり、これをさらに分割すると他の同じようないくつかの比〔構成分子〕にすることが出来る。従ってそこから一つの新たな比例が生れ、この比例の中には、官庁の順位に従って、さらにいま一つの比例というぐあいに、ついには分割できない一つの比例中項、すなわちただ一人の首長または最高為行者に達するが、この者を、たの級数の真中において、分数級数と整数級数との間の単位とみなすことができる。」(平岡・根岸訳〔河出〕、168頁)

- ⑥ 「それは特定の機能をそなえた作為的人格であり、能動的な場合は主権者のようであり、受動的な場合は国家のようであり、これをさらに分解すると他の同じようないくつかの比〔構成分子〕にすることができる。したがってそこから一つの新たな比例が生まれ、この比例の中には、役所の順位にしたがって、さらにいま一つの比例というぐあいに、ついには分解できない一つの比例中項、すなわちただひとりの首長または最高為政者に達するが、この者を、この級数の真中において、分数級数と整数級数との間の一単位とみなすことができる。」(平岡・根岸訳〔角川〕、88頁)
- ⑦ 「それはいくつかの特定の機能を授けられた法的人格であって、主権者のように能動的でもあれば、国家のように受動的でもあるのだが、これはさらにいくつかの同じような比に分解することができる。その結果、そこからまた新しい比例が生まれ、その比例のなかに、役所の順位に従って、さらにもう一つの比例が生れるというわけで、こうしてついには分解できない一つの比例中項、すなわちただ一人の首長もしくは最高施政官にまで達するが、この地位は、この級数の真中において、分数級数と整数級数とのあいだの一単位と考えることができる。」(井上訳、279頁)
- ⑧ 「それは、いくつかの特定の能力を授けられた精神的人格であり、主権者のように能動的でもあれば、国家のように受動的でもあって、

これをさらに、同じようないくつかの比に分解することができる。その結果、そこから一つの新しい比例が生まれ、その比例のなかに、役所の順位に従って、さらに他の比例が生れる。こうしてついには、分割できない一つの比例中項、すなわちただ一人の首長あるいは最高行政官に達するが、彼は、この縮小してゆく模様を中心に位置し、分数級数と整数級数とのあいだの〔比例中項の〕単位としてあらわすことができる。」(作田訳、167頁)

〈検討〉

「国家のように受動的」とはどういうことなのか。国家が passive であるとはどういうことなのか。はなはだ不可解である。主権者と国家が何故対照されているのか。

Etat は loi に一方的に従う存在なのだから、ルソーは passive という語を採用したのである。loi が念頭に置かれていなければ passive という語が採用されている理由を理解することは出来ない。

このテキストにおける Etat については Halbwachs は注記していない。

(7) 〈テキスト7〉

Pour exposer la cause générale de ces différences, il faut distinguer ici le Prince et le Gouvernement, comme j'ai distingué ci-devant l'Etat et le Souverain. (p. 400)

〈翻訳〉

- ① 「種々の政體が組織せらるゝには一般的な理由がある、之を解明せんが為には、余が前に國家と主権者とを區別したやうに、茲では政府と王侯とを區別しなければならぬ。」(市村・森口訳、148頁)
- ② 「種々の政府の差別の生ずる一般的原因を説明するためには、前に私が國家と主権者とを區別したやうに、政府とその原質とを區別しな

ければならぬ。」(平林訳、93頁)

- ③ 「上述の相違の一般的原理を明らかにするためには、前に國家と主権者とを區別したやうに茲では政府とその原理とを區別しなければならない。」(加藤訳、68頁)
- ④ 「〔上に述べた〕これらの差異の一般的な原因を説明するためには、さきにわたしが國家と主権者とを區別したのと同じように、統治者と政府とをここで區別しなければならない。」(桑原ほか訳、90頁)
- ⑤ 「このようなさまざまな差異の一般的な原因を説明するために、先に國家と主権者とを區別したと同じように、ここに統治者を政府と區別しなければならない。」(平岡・根岸訳〔河出〕、169頁)
- ⑥ 「このようなさまざまな差異の一般的な原因を説明するために、先に國家と主権者とを區別したと同じように、ここに統治者と政府とを區別しなければならない。」(平岡・根岸 訳〔角川〕、91頁)
- ⑦ 「これらのさまざまな相違が生じる一般的な原因を説明するために、さきに國家と主権者とを區別したのと同じように、ここで執政体と政府の區別をしておかなければならない。」(井上訳、280頁)
- ⑧ 「これらのさまざまな差異が生ずる一般的な原因を説明するためには、先に私が國家と主権者とを區別したのと同じように、ここで統治者と政府とを區別しておかなければならない。」(作田訳、169頁)

〈検討〉

「國家と主権者とを區別した」とはどういうことなのか。

ルソーは明確な自覚をもって、わざわざ *Etat* と *Souverain* を區別しているのである。正確に言えば、*Etat* という語に担わせている概念と *Souverain* という語に担わせている概念を區別しているのである。言い換えれば、*Etat* という語が担わせられている概念と *Souverain* という語が担わせられている概念は別概念なのである。

それでは、「區別した」とはどういうことなのか。別物の區別なのか。

そうではない。同一物の区別なのである。Etat と Souverain は別物なのではない。同一物なのである。その同一物を表現する語は *people* である。*People* が上位概念であって、Etat と Souverain は下位概念である。Etat も Souverain も *people* である。Etat=*people*、Souverain=*people* なのである。むしろ、Etat $\subset$ *people*、Souverain $\subset$ *people* と表現する方が適切である。明けの明星と宵の明星の区別のようなものである。どちらも金星である。金星という同一物を必要に応じて区別しているのである。同様に、必要に応じて、*people* という同一物を Etat と Souverain に区別しているのである。

「国家と主権者とを区別した」という表現を読めば、国家と主権者は別物であると翻訳書の読者は理解するであろう。

このテキストにおける *Etat* については Halbwachs は注記していない。

## (2) *Du Contrat social* 第1編第6章初出の *Etat* の概念

以上のテキスト分析を踏まえて、以下では、*Du Contrat social* 第1編第6章初出の *Etat* という語が担わされている概念の認識を試みる。

### A Etat と隣接諸概念の関係

#### (1) Etat と *sujet* の関係

Etat と *sujet* の関係は集合と要素の関係である。当該 *Etat* という語が担わされている概念は *sujet* を要素とする集合体である。*sujet* を要素とする集合体という概念をルソーは *Etat* という語に担わせたのである。そうであれば、当該 *Etat* という語が担わされている概念を認識するための絶対的前提は *sujet* という語が担わされている概念の認識ということになる。

(2) sujet と associé の関係

sujet と associé は同一人を指す別名である。associé の存在を前提として sujet が存在する。associé が存在しなければ sujet は存在しない。同一人をある観点からは associé と呼び、別の観点からは sujet と呼ぶ。ただし、同一人はまず associé であり、その上で、sujet でもある。だから、sujet は associé の延長線上に成立する。

(3) associé と individu の関係

associé と individu は同一人を指す別名である。individu の存在を前提として associé が存在する。individu が存在しなければ associé は存在しない。同一人をある観点からは individu と呼び、別の観点からは associé と呼ぶ。ただし、同一人はまず individu であり、その上で、associé でもある。だから、associé は individu の延長線上に成立する。

(4) associé と citoyen の関係

associé と citoyen は同一人を指す別名である。associé の存在を前提として citoyen が存在する。associé が存在しなければ citoyen は存在しない。同一人をある観点からは associé と呼び、別の観点からは citoyen と呼ぶ。ただし、同一人はまず associé であり、その上で、citoyen でもある。だから、citoyen は associé の延長線上に成立する。

(5) citoyen と sujet の関係

citoyen と sujet は同一人を指す別名である。associé と citoyen の関係、associé と sujet の関係とは違い citoyen と sujet の関係は並列関係である。同一人はある観点からは citoyen と呼ばれ、別の観点からは sujet と呼ばれる。citoyen と呼ばれて sujet とは呼ばれない人は存在しないし、sujet と呼ばれて citoyen とは呼ばれない人は存在しない。人は必ず citoyen であり、同時に sujet である。



(6) citoyen と Souverain の関係

citoyen と Souverain の関係は要素と集合の関係である。Souverain という語が担わされている概念は citoyen を要素とする集合体である。citoyen を要素とする集合体という概念をルソーは Souverain という語に担わせたのである。

(7) Etat と associé の関係

Etat は associé の集合体であると言ってもよい。associé が存在しなければ Etat は存在しない。だから、Etat という語を使用するとき、ルソーの頭の中には associé という語に担わされている associé の概念があった。だから、テキスト読者の頭の中にも、associé の概念が存在していなければ当該 Etat という語が担わされている概念を認識することは出来ない。ただし、Etat は associé の集合体ではあるが、特定の場面における associé の集合体なのである。Souverain の構成員として、すなわち、citoyen として作成した loi に従って行為するという役割を演じている場面における associé の集合体なのである。

(8) Etat と citoyen の関係

Etat と citoyen の間には関係がないのか。ある。associé を間に挟んで Etat と citoyen の間には関係があるのである。その関係は見えにくい。一見したところは無関係に見える。しかし、関係があるのである。Etat は特定の場面における associé の集合体なのである。citoyen は特定の場面における associé である。sujet も特定の場面における associé である。

(9) Etat と Souverain の関係

Etat と Souverain の関係は集合体と集合体の関係である。Etat という集合体の要素は sujet であり、Souverain という集合体の要素は citoyen

である。sujet も citoyen も associé である。それゆえ、Etat も Souverain も結局のところ、associé を要素とする集合体である。

## B 当該 Etat の概念

本稿筆者による現時点における当該 Etat の概念の認識結果をまとめて記述すれば次の通りである。

当該 Etat という語がルソーによって担わされている概念は、contrat social (政治社会設立加入契約) を締結して associé (政治社会構成員) という資格を獲得した individu が citoyen の集合体である Souverain が制定した volonté générale の表現という限定を付けられた loi を行為規範として行為するという役割を演じている場面において呼ばれる sujet の集合体である、と規定される。

上記の概念規定を噛み砕いて説明してみよう。

当該 Etat という語がルソーによって担わされている概念は複数の要素から構成される集合体である。その集合体を構成する要素は何か。その要素は特定の sujet という語がルソーによって担わされている概念である。だから、当該 Etat という語がルソーによって担わされている概念は特定の sujet という語がルソーによって担わされている概念を要素とする集合体である。

sujet の行為規範は loi である。ただし、その loi は loi 一般ではない。特定の loi である。特定の loi とは、形式のレヴェルで言えば、citoyen の集合体である Souverain が制定したという限定が付けられている loi である。citoyen の集合体である Souverain が制定したという限定が付けられていない loi は、形式のレヴェルで、sujet の行為規範としての loi ではない。逆から言えば、citoyen の集合体である Souverain が制定したという限定が付けられていない loi を行為規範として行為するとき、sujet は最早 sujet ではないのである。最早 sujet ではない sujet を構成要素とする

集合体は最早当該 Etat ではない。特定の loi とは、内容のレベルで言えば、volonté générale の表現という限定を付けられた loi である。volonté générale の表現という限定を付けられていない loi は、内容のレベルで、sujet の行為規範としての loi ではない。逆から言えば、volonté générale の表現という限定を付けられていない loi を行為規範として行為するとき、sujet は最早 sujet ではないのである。最早 sujet ではない sujet を構成要素とする集合体は最早当該 Etat ではない。

sujet は associé である。sujet は役割である。associé という資格を獲得した individu に課せられた役割である。associé という資格を獲得した individu は sujet という役割を演じている individu に先立って存在する。当該 Etat の概念は sujet という役割を演じている individu の概念を前提とし、更には、associé という資格を獲得した individu の概念を前提とする。associé という資格を獲得した individu が存在しなければ、当該 Etat は存在しない。特定の individu が存在しなければ、当該 Etat は存在しない。associé という資格を獲得した individu が存在する条件は contrat social の締結である。

そこで、contrat social の締結が当該 Etat の大前提である。

individu、contrat social、contrat social の締結、associé という資格を獲得した individu、citoyen の集合体である Souverain、volonté générale、loi という前提が全て満足された上で、sujet の集合体としての当該 Etat の概念は誕生するのである。

国家という翻訳語を読んだ日本語を母語とする読者は、以上に説明された当該 Etat という語が担わされている概念を念頭に思い浮かべることは決してないであろう。国家という日本語はそのような概念を担うことはとうてい出来ないからである。

注

- (1) 小笠原弘親・白石正樹・川合清隆『ルソー社会契約論入門』有斐閣、1978年。

- (2) 福田歓一「日本における政治学史研究」(有賀弘・佐々木毅編『民主主義思想の源流』東京大学出版会、1986年、281-303頁〔後に福田歓一『国家・民族・権力』岩波書店、1988年に再録])
- (3) 同上、297頁。
- (4) 同上、301頁。
- (5) 福田歓一「ルソーと古代モデル」(『福田歓一著作集』第6巻、岩波書店、1998年、236頁)
- (6) 同上、246頁。
- (7) 福田歓一『ルソー』(人類の知的遺産40) 講談社、1986年、220頁。
- (8) 福田、前掲書、246頁。
- (9) Maurice Halbwachs, *J.-J. Rousseau Du Contrat social*, Éditions Montaigne, 1943, p. 93. 桑原武夫ほか訳『社会契約論』岩波書店の「まえがき」にはこの注釈書を「参考にした」(4頁) 旨の記述があるが、それにもかかわらず、当該Etatという語に対してはすべて「国家」という翻訳語が与えられている。Halbwachsの認識は翻訳者たちによって承認されなかったと考えられる。
- (10) *ibid.*, p. 94.
- (11) *ibid.*, p. 104.
- (12) *ibid.*, p. 222.
- (13) Stephen Ellenburg, *Rousseau's political philosophy*, Cornell University Press, 1976, p. 128.
- (14) 市村・森口、前掲書、135頁。
- (15) Maurice Halbwachs, *op. cit.*, p. 238.
- (16) J.-Marie Fataud et M.-C. Bartholy, *Rousseau Du Contrat social*, Bordas, 1985, p. 130.
- (17) Maurice Halbwachs, *op. cit.*, p. 240.
- (18) Roger D. Masters, *The political philosophy of Rousseau*, Princeton University Press, 1968, p. 341.
- (19) Andrew Levine, *The politics of Autonomy*, The University of Massachusetts Press, 1976, p. 114.
- (20) J.-Marie Fataud et M.-C. Bartholy, *op. cit.*, p. 131.
- (21) Tracy B. Strong, *Jean-Jacque Rousseau: the politics of the ordinary*, SAGE Publications, 1994, p. 97.
- (22) Christopher Bertram, *Rousseau and The Social Contract*, Routledge, 2004, p. 151.

## 五 おわりに

本稿執筆の目的、すなわち *Du Contrat social* 第1編第6章を初出として数箇所において使用されている Etat というフランス語がルソーによって担わされている概念の認識は実現されたのであろうか。認識の実現に向けてささやかな一歩を踏み出してはみた。その一歩の適否の再検討を含めて、今後、更に認識を深めて行きたい。

最後に、当該 Etat というフランス語がルソーによって担わされている概念に対応出来る日本語の翻訳語を模索してみたい。

まずは、国家という日本語を徹底的に念頭から排除することが必要である。日本語を母語とし、フランス語を母語としない日本の研究者の場合、Etat=国家という先行理解が無意識のレベルで定着しているために、Etat というフランス語を読んだ瞬間に国家という日本語が頭の中に浮かんでしまう。次の瞬間、Etat というフランス語は忘れ去られ、その研究者が国家という語に担わせている国家の概念だけが頭の中に残る。

しかし、Etat=国家ではないのである。だから、Etat というフランス語だけを問題にしよう。ところで、Etat というフランス語自体が多義語である。その上に、ルソーは他者が構成してはいなかった独自の概念を Etat というフランス語に、特定の場合に限り担わせているのである。ルソーのテキストを読むに際しての独特の困難がここにある。<sup>(1)</sup>そこで、日本語への翻訳語形成は困難を極めることになる。

一案。「遵法者の集合体」という翻訳語はどうであろうか。しかし、「遵法者の集合体」という翻訳語では伝達効果の点で問題がある。翻訳語の読み手に当該 Etat の概念が正しく理解されない可能性がある。

そこで、別案。当該 sujet という語がルソーによって担わされている sujet の概念は単なる「遵法者」ではなく、「Souverain という集合体の構成員である citoyen という立場に立って制定に参加した loi に従って行為

するという役割を演じている場面における政治社会設立加入契約締結者」なのであるから、「Souverain という集合体の構成員である citoyen という立場に立って制定に参加した loi に従って行為するという役割を演じている場面における政治社会設立加入契約締結者の集合体」という翻訳語はどうであろうか。これでは余りに長すぎて翻訳語とは言えないがそれも仕方がない。一語の翻訳語、一語の漢語に置き換えることはとうてい出来ない。当該 Etat の概念を表現できる一語の漢語は存在しないからである。日本語という言語を使って当該 Etat の概念を再表現すれば概念規定文にならざるを得ないのである。一語の翻訳語、一語の漢語に置き換えることはむしろ必ず誤解を導くと考える。<sup>(2)</sup>

そこで、「Souverain という集合体の構成員である citoyen という立場に立って制定に参加した loi に従って行為するという役割を演じている場面における政治社会設立加入契約締結者の集合体」という翻訳表現を今は提案して本稿を閉じることにしたい。

#### 注

- (1) *Du Contrat social* の日本語への「翻訳がどんなに面倒な難事業であるかは、予想をはるかに越えていた」という述懐、「訳にくいルソーの著作のなかでも『社会契約論』は、最も手ごわい部類に入る」という述懐を、日本を代表するルソー研究者の一人であった平岡昇氏は人生の最終局面において残している（福田氏の推測では絶筆）。「ルソーの老読者の私にとって知見を深め、補強していただく最後のチャンス」と考え、出版間近の福田氏の『ルソー』を読んで更に学ぶことを目指していた平岡氏が後続の研究者に残した傾聴すべき言葉である。平岡昇「『社会契約論』翻訳の思い出」（福田歓一『ルソー』講談社、1986年に付けられた冊子「月報第80号」1-2頁）
- (2) 原語が担わされている概念を正確に表現出来る一語の日本語が存在することはむしろ稀である。「世界各国の言語間で完全な一対一対応翻訳が可能な場合はまず皆無であって、しかもそれが特に顕著なのが、語系的に孤立していると見られる日本語と諸外国語、とりわけ英語との間なのである」（中村保男『英和翻訳の原理・技法』日外アソシエーツ株式会社、2003年、17-18頁）。日本語への翻訳語に係わる問題については次の文献を参照。柳

父章『翻訳語成立事情』岩波書店、1982年、同『近代日本語の思想 翻訳  
文体成立事情』法政大学出版局、2004年。